

令和5年度 第1回 徳島県障がい者自立支援協議会 議事録

- 1 日 時 令和5年8月23日(水) 午前10時30分から正午まで
- 2 場 所 徳島県立障がい者交流プラザ3階研修室
- 3 出席者
  - (1) 委 員 (50音順)  
川島成太委員・久米川晃子委員・西條志野委員・佐河勇気委員・島義雄委員・高田逸雄委員・堀本孝博委員(副会長)・森泉摩州子委員(会長)
  - (2) 関係部局及び事務局  
障がい福祉課2名・発達障がい者総合支援センター1名・健康づくり課1名・精神保健福祉センター1名・東部保健福祉局1名・南部総合県民局1名・西部総合県民局1名・特別支援教育課1名・障がい者相談支援センター3名
- 4 次 第
  - (1) 開 会
  - (2) 挨拶 木下障がい福祉課長
  - (3) 議 事
    - ①人材育成部会の状況について
    - ②地域自立支援協議会推進部会の状況について
    - ③その他
  - (4) 閉 会

【配付資料】

- 資料1 人材育成部会 開催状況報告
- 資料2 地域自立支援協議会推進部会 開催状況報告
- 資料3 「医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議」開催報告

- 5 議事概要  
※議事に先立ち、会長(森泉委員)・副会長(堀本委員)を選出

<議事1 人材育成部会の状況について>

(会長)

それでは、議事1「人材育成部会の状況について」、事務局から説明をお願いします。

※障がい者相談支援センターから資料1により説明

(会長)

それでは、人材育成部会の部会長である副会長さんから補足等ございましたらお願いします。

(副会長)

今年度2回目の人材育成部会で、主任相談支援専門員研修の受講希望者がなかなかいないということが議論となりました。相談支援体制を強化していく上で、やはり主任相談支援専門員は重要な位置を占めますので、県、市町村に協力していただいて人材を育成していくという対応が必要になってくると思います。四国4県合同で開催しているのでよろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございました。今の説明の中で御意見、御質問等がございましたら。いかがでしょうか。

(副会長)

受講者に研修に参加してよかったということを実感して帰っていただくために、ファシリテーターの力というのがやはりあるのではないかと思いますので、今後、強化していただければと思っております。

(委員)

サービス管理責任者、強度行動障がい、相談支援の研修全てにおいて、グループワークを中心にした研修が大部分を占めると思います。昨年度、サービス管理責任者等研修の運営サイドから、「グループワークにおいてファシリテーターが果たす役割が学習の効果や学びの吸収度というところに影響するのではないか、一度ファシリテーションに関する研修を受ける機会があればと思っている。」という話がありました。

徳島県では、数年前に外部講師を招聘して2年ほど研修を実施していますが、その講師の方が、「ファシリテーションに関する研修というのは地域、地元の財産に資するものがあるので、県独自でできるようにすることが絶対的に必要だ。」というようなことをおっしゃっていました。そのことを当時の県内講師の方に話をしたところ、やはり「自分たちのところできちんとやれるような仕組み、体制を構築していくことが必要だ。」という意見でした。

私は相談支援従事者研修に携わる者として、相談支援専門員の職務としてのファシリテーションについてある程度の技術、担っている部分もありますので、研修を引き受けさせていただきました。強度行動障がい研修の運営メンバーの方に対しては8月の初めに、サービス管理責任者等研修の運営メンバーの方に対しては来週末に対応させていただくようにしております。

相談支援もそうですが、サービス管理責任者、強度行動障がいについては、現場の直接サービスに関わる、また、地域づくりに関わるという、期待値が非常に高い職種であり、領域であると思っております。そうなってくると、やはりそれを担う人材をどう育てていくのか、どのように確保していくのかということが現場の課題であって、社会福祉に関わる人材の確保というのは日本全体の課題だと思います。

このままいくと現場はどんどん疲弊していくということが想定できるので、地域の中で人材が枯渇しないようにするにはどうしたらいいのかという課題についてはもちろんですが、広域的な体制支援ということが県自立支援協議会の役割のひとつであろうかと

思いますので、県として、市町村との連携の中で、課題のひとつとして認識を持っていただき、施策を進めていただけたらと思います。

(会長)

ありがとうございます。おっしゃったとおり現場だけでなく、本当に社会福祉の現場全てにおいて人材が確保できていないということです。その中でどれだけ人を育てていくのかということだと思いますが、今のお二人の委員の御意見をを受けて事務局から補足というか、何かございましたらお願いします。

(事務局)

障がい者相談支援センターでは、特に相談支援とサービス管理責任者について、主となって研修を行っております。国の制度が毎年のように変わり対応していくのが大変なところもあって、ファシリテーターの研修のようなところが手薄になりがちですが、そういったところも補いながらできるだけ多くの人材の育成に努めております。いろいろ御意見をいただきながら、市町村とも連携し充実に努めていきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。今、アクティブラーニングということでグループワークがいろいろな研修、演習で非常に多く行われていますが、ファシリテーターをすることで学べることはたくさんありますし、特に地域課題などは演習で一緒に考えることで、同じ仲間として連携できると思います。相談支援やサービス管理責任者の研修については国の研修としてある程度決められたものがあると思いますが、その中で市町村との協力や講師の育成、定着といったところに力を入れていただければと思います。何かこれに関してあればお願いいたします。

(委員)

相談支援研修についてお聞きしたいと思います。知的障害者相談員など、相談支援専門員以外でも専門性を高めるためにこの研修に参加することはできるでしょうか。

(事務局)

障がい者相談支援センターで主として行っている研修は、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所を实际運営していく上で必要な人材を養成するということを目的としております。また、実際に研修を行う講師やファシリテーターについて、主に県職員や相談支援や障がい福祉サービスの現場で働いている方々が担っていることもあり、どうしてもある程度受講人数に制限をかけなければいけないということがありますので、受講してレベルアップにつなげたいという御希望があってもなかなかお受けできない現状です。

(委員)

私たちは障がい者の子どもを持つ親の団体で、保護者の方からいろいろな悩みなどの相談がありますが、そういった保護者の悩みを受け付けるに当たって、相談支援の事業所までつなぐというような知識があまりない。障がい者の親、保護者は子どもの支援で手がいっぱい、例えば子どもがパニックになって支援が必要、となったときにどこに相談したらいいのかわからない。今、いいサービスがたくさんあるのに、障がい者の親は時間がないのでその情報を受け取れていない。入所や通所をされている方の保護者は事業所の相談員さんがいていろいろなサービスを受け取ることができているけれども、それ以外に隠れてしまっている保護者が子どもの支援につながる方法を知る機会があれ

ばいいと思います。

(会長)

ありがとうございます。いろいろな相談場所になかなかつながらないというのは、知らなかった、分からなかったという面があるかと思いますが、何か地域の中で自主学習という研修をされているといった事例を各委員の方でご存じの方はいらっしゃいませんか。

(委員)

地元の育成会から要請があって、当事者のお母さんなど30人程度だったと思いますが、障がいサービスの提供などについて勉強会をしたことがあります。成年後見など、テーマに応じて相談支援事業所として出前講座のような感じで地域の公民館などでやっています。そういったノウハウは各市町村、相談支援事業所にはあると思いますので、市町村にそういう講座を開いてほしいという要望を持ちかけることで、知識を得る機会を地元で作っていただけるのではないかと思います。

(会長)

ありがとうございます。本当にそうですね。ひとつの参考にしていただいて、市町村に働きかけていただければと思います。重層的支援でいろいろな機関が連携してつながることができると思います。障がいの方だけでなく、高齢の方もそうかなと思いますので、それを踏まえて事務局にお願いしたいと思います。

次に、先ほどの研修の受講者数が伸び悩んでいるということについてですが、大きな事業所さんであれば、ある程度キャリアパスという研修を受けられるでしょうけれど、その方が研修に行ってしまったら事業所が運営できないというところもあると思います。どのあたりが課題になっているのか、理由がわかれば教えていただければと思います。

(事務局)

主任相談支援専門員研修につきましては、今年度、受講者の集まりが非常に少なかった中で、私どもの方でお声がけした際の反応として、御本人としては研修に行きたい、興味があるという方もいらっしゃいましたが、全日程が5日間あるということ、そのうち4日間は県外で受講しなければならないということ、更に研修修了後に県の研修の講師をお願いするということもありまして、事業所としては対応できない部分もあると聞いております。来年度、受講要件に達する方もいらっしゃいますが、御指摘いただいておりますように一事業所の問題ということではなく、もっと広域的な観点でその必要性について、共通認識を高めていくことが非常に重要ではないかと思っております。

(会長)

ありがとうございます。いろいろな要因があろうかと思いますが、そのあたりを丁寧にお聞きしながら対応していただきたいと思います。この件について他に御意見等ありませんか。

(委員)

相談支援従事者の研修体系は初任者研修、現任研修、主任相談支援専門員養成研修となっています。先ほど会長がおっしゃった、重層的支援体制の中心になるのは主任相談支援専門員です。平成30年度と令和元年度に国で直接養成をした後、各都道府県で研修を行って養成するという流れになっていますが、四国では各県それぞれでやるよりい

いだろうということで、四国ブロックで研修をやっています。今年度は徳島県と高知県で定員を下回っているのが現状です。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、やはり相談支援の立場から言うと、相談支援専門員というのは地域づくりを補っていく役割を担っているもので、ただ単にサービス等利用計画を作ってマネジメントするだけではありません。特定相談支援という役割だけではなく、やはり基幹相談支援を担っている以上、障がいのある御本人、家族から多種多様なニーズが出てくる訳ですよね。それを突き詰めていくと、住んでいる地域の中でどういうふうに支援していくのか、暮らしを守り続けいくのかというかというテーマにつながっていくと思います。

地域づくりを担っていくことについては、相談支援専門員の中でも主任相談支援専門員と言われる人たちの活躍が期待されることになって、現場サイドからすると、ただでさえ業務が大変なのに、地域づくりまで担うと更に大変になってしまうというのが現実です。ただ、地域づくりというのは必要な取組ですので、相談支援専門員協会としても各圏域に主任相談支援専門員が配置されるように願っているところであります。研修を受ける側からするとハードルが高すぎるのかなと思います。地域は人材を求めているので、その間の調整がなかなかうまくできていないのかなと思います。

主任相談支援専門員は、基幹相談支援センターに配置されるべき職員であるということがありますが、徳島県には今、センターは2箇所しかない。全国の設置率は50%を超えているような状況の中、やはりセンターの設置とあわせて主任相談支援専門員の養成が両輪で進んで行かなければいけない。来年度、センターの設置が努力義務化されるという流れの中で、障がいのある方々に対する支援、施策という視点が必要ではないかと思っています。

(会長)

ありがとうございます。本当に委員がおっしゃったとおりだと思います。基本的には受講したくてもなかなか職場を空けられないということがあるかもしれませんが、市町村への働きかけも含めて、トータルで徳島県の障がい者施策、障がい者支援をどうしていくのか考えていただければと思います。

## <議事2 地域自立支援協議会推進部会の状況について>

(会長)

では、2つ目の議題の方に参りたいと思います。「地域自立支援協議会推進部会の状況について」事務局からお願いします。

※障がい者相談支援センターから資料2により説明

(会長)

ありがとうございました。続けて「医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議」開催報告について事務局からお願いします。

※障がい福祉課から資料3により説明

(会長)

ありがとうございました。それでは資料2、3につきまして、部会長さん、何か補足等ございましたらお願いします。

(副会長)

地域自立支援協議会推進部会で私から提案させていただいたことですが、市町村が作成する災害時の障がい者の個別避難計画に、相談支援専門員の方々がどのくらい関わっているのかという確認です。全てに関わらなければならないということではないのですが、障がい種別もあるので相談支援専門員が関わることによって対応できるんじゃないかということで、確認させていただいたところです。

ところが計画の作成に少しでも関わった地域は鳴門、名西、南部Ⅰの3エリアのみということで、今後やはり最終的には地域づくりというか、結局は災害時だけではない、近所の方々とか民生委員さんとか、日頃からのお付き合いを作り上げていく部分が必要ではないかということです。少しでも相談支援専門員が関わったほうがいいのではないかと思って提案しました。

(会長)

ありがとうございました。大雨が続いて、地域によっては日頃から取り組んでいるのでみんな無事に避難できましたというニュースもあれば、うまく機能しなかったという話もあって、そのような中で何もなかったからよかった、という感じで先に進めないのが現状だと思います。特に徳島市内では、いくら南海トラフ巨大地震と言われても皆さん大丈夫だろうというのが強いのかなと感じます。

事務局と部会長から報告がございましたが、これについて御質問、御意見等ございましたらお願いします。

(委員)

医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議で、教育部門との連携でうまくいったケースが報告されました。このケースでは県教委も積極的に動いてバックアップしたということで、医療的ケア児についてはこれから法整備されていって、教育の部分のニーズへの対応が出てくると思いますが、実情に合った支援が求められていますので、県教委もしっかりと動いていただいて今回のようないいケースを伸ばしていくよう引き続きよろしくをお願いします。

(会長)

ありがとうございました。お子さんがどこで学びたいかというのは、御家族を含めてということですね。そのような中でどういった支援ができていくかというのは、徳島県だけではなく全国的な課題でもあります。支援学校もあれば地元の学校もあるという中で、一層丁寧に対応していただければと思います。

基幹相談支援センターというのがわかりにくいと、当事者の方、保護者の方からよく伺いますが、今までの相談支援事業所と何が一緒で何が違うのか、当然、連携はするのでしょうか、そのあたりについて現場の職員さんも混乱しているようにお聞きすることがあります。人材育成などもひっくるめてつながってくるのかなと思うのですが。基幹とか拠点とか、当事者の方が戸惑ってわからないですね。このあたりは周知の問題かなと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

基幹相談支援センターと地域生活支援拠点の役割というのは、おっしゃるとおり非常に分かりづらいところがございます。役割や機能は異なっておりますが、障がい者の方の地域生活を支援する体制づくりを担う点においては共通です。それぞれの機能や役割を踏まえた効果的な連携体制は必要となって参ります。

基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な機関ということで、設置は市町村が主体となっております。複数の市町村が連携して共同で設置することも可能です。地域の相談支援体制の強化、総合的な相談支援、権利擁護、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援、関係機関等の連携の緊密化の促進などを設置の目的としております。

一方、地域生活支援拠点につきましては、障がい者の方が地域で安心して暮らしていくためのサービスの拠点、連携体制といったところがございます。こちらも設置主体は市町村で、複数の市町村が共同で設置することが可能です。今、課題になっておりますけれど、地域生活への移行の推進ということで、実際に地域で暮らしていらっしゃる方について、緊急時に備えるために予め相談を受ける体制でありますとか、実際の緊急時の受け入れでありますとか、いろいろな体験の場を提供すること、専門的人材の確保、地域の体制づくり、こういったものが求められております。

なかなか分かりづらいと思いますが、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点はこのような役割を担っております。

(会長)

ありがとうございます。それぞれ体制の整備はできていますが、目の前にある事業所に相談したら違っていたということになれば、保護者の方からしてみればどこに相談すればいいかというのは本当に大事だと思います。この体制をどう周知していくか、どう活性化していくかということが難しいですね。現場の方々が使いにくい、活用しづらくなっている、そんな状況でしょうか。

(副会長)

地域生活支援拠点について、登録する事業所を拡げていっていざという時に安心して助けてもらえる、そういう場所をやっぱり作っていかねばならないのではないかと思います。私は徳島市と関わりを持っていますが、地域生活支援拠点にはこういう役割があるということ、専門知識を持った事業者がきちんと理解して一般の保護者の方々に噛み砕いて説明する必要があるので、事業者に対する説明会の開催をお願いしているところです。やはり事業所が登録して、いざという時に安心して暮らしていけるシステムを作っていかねばならないと思います。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

障がい者の親の立場からお聞きしたいと思いますが、地域生活支援拠点について、障がい者の家族が相談とか緊急時の受け入れ、体験の機会を得たい場合に誰に相談すればいいのでしょうか。特定相談支援事業所か、それとも市町村の福祉担当課でしょうか。また、県内に拠点事業所は何カ所ぐらいあるのでしょうか。事業所名もお聞きしたい。障がい者の方が事業所を自由に選んで支援を受けることができるのでしょうか。手続きはどう

すればいいですか。通常、サービスを利用する場合、市町村に申請して支給量などが決まると思いますが、地域生活支援拠点ということ自体がわかっていないし、使いたい場合、資格や利用料金などはどうなっていますか。

(会長)

ありがとうございます。御家族の立場からすれば本当にどうしたらいいの、ということですね。確かにいろいろ案内は出ているけれど、わかりにくいというのが現実なのかなと思います。どこに相談に行けばいいのか、どうすれば手続きができるのか、事前にどうしたらいいのかというあたりの説明を事務局からお願いします。

(事務局)

御質問ありがとうございます。まず、地域生活支援拠点の整備状況ですが、11市町村で整備済、令和5年度までに整備予定が7市町村となっております。重複している事業所もありますが、整備済の市町村から報告があった拠点事業所は、4月1日現在、約40か所ございます。事業所名については、各市町村にお問い合わせいただければ一覧表等が手に入るかと思えます。

事業者を自由に選んで支援をお願いできるのか、ということについては、市町村によって利用方法は異なるようですが、整備済の市町村に確認したところ、まず、相談支援事業所や相談支援専門員さんに相談していただいて、利用したい事業所があれば、緊急時に利用したいということを伝えていただく。その上で、どのような障がいかということもありますので、いきなり緊急に受け入れるということは難しく、もともとそこに通所されている方であれば必要ない場合もありますが、多くの場合、まずは体験入所になるようです。前もって契約しておく必要がある事業所もあります。スムーズな受け入れを進めるために事前に御相談いただくということが非常に大切になると思えます。実際の緊急時に連絡するのは市町村、ということになりますが、相談支援センターなどの窓口は24時間体制で受け付けているところもありますし、福祉課に電話していただくこともできます。夜間に電話が繋がらないところもありますので、前もって確認していただくことが必要かと思えます。

繰り返しになりますが、緊急時にいきなり利用したいといっても対応が難しいので、予め相談支援事業所や相談支援専門員さんに、緊急の場合はこういったところで利用したいということを相談していただく、環境を整えておくということが本当に必要だと思っております。支援に対する個人負担についての御質問につきましては、通常のサービスの利用料金は必要ですが別料金の発生はございません。

(委員)

社会福祉法人などの事業所が拠点としてサービスをするというのではないのですか。市町村が拠点を整備するというのですか。

(事務局)

おっしゃるとおり、市町村が整備するということになります。整備済が11市町村、整備予定の7市町村と合わせて令和5年度までに18市町村で整備される予定と聞いておりますが、その他の6市町村はまだ準備中ということもあるので、県としてもスムーズに整備が進むよう、折に触れて説明や後方支援を行っていきたいと思っております。

(委員)

藍住町の拠点の整備はどのような状況ですか。

(事務局)

進捗状況もあろうかと思いますが、板野郡は今のところ5町が一圏域として共同で令和5年度中に地域生活支援拠点を設置する予定と御報告いただいています。板野郡では地域生活支援拠点はまだ設置されておりませんが、利用者の方には不利益が生じないように藍住町をはじめ、他の町でも対応しております。

(委員)

ありがとうございます。県の育成会として各市町村の障がい者団体に伝えることができますので、現在40か所、その事業所が登録している市町村がわかる一覧表などがあればいただきたいと思います。

(事務局)

登録を公表していない事業所もありますので…。

(委員)

市町村の福祉課に地域生活支援拠点の事業所が利用できるかどうか確認すればいいですね。窓口は各施設ではなく、市町村ということですね。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。作ったから、整備したからといってそれで満足しているというようでは活用ができませんので、本当に使いやすい工夫を、ということ県の方からも市町村に伝えていただくことと、保護者や家族会、当事者団体が問い合わせないと分からないというところはやはり課題になっていると思います。どうやって伝えていくかということは、すごく大事なことでありますのでよろしくお願いします。

(委員)

地域生活支援拠点を在宅の方が利用する場合、非常に難しいですね。施設としてもその人を十分理解していないと受け入れられないということですね。

(会長)

おっしゃるとおりだと思います。緊急時だからといっても、部屋があるということだけでは支援にならないので、やはり事前に相談することが大切なことかと思ひますし、御家族、当事者の方に不利益のないようにしていただきたいと思ひます。

地域生活支援拠点についても全市町村で整備されている訳ではない、放課後等デイサービスについても市町村によって差がある。市町村が独自性を発揮するというのも大切だし、かといって差があるということのもどうかと。これは全国どこでも課題になると思ひます。

<議事(3)その他>

特になし

以 上